

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この明細書は、居住者が所得税法第95条第1項から第3項までに規定する外国税額控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等所得税法施行規則第41条各号に掲げる書類を添付してください。</p> <p>※この控除の対象となる外国所得税の範囲から、平成13年4月1日以後に行う、通常行われると認められない一定の取引に基因して生じた所得に対する外国所得税を納付することとなる場合が除かれました。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の災害減免額を控除した後の所得税額を転記します。</p> <p>(2) 「②」欄には、純損失や雑損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の本年分の所得金額（総合長期譲渡所得及び一時所得の金額にあっては2分の1後の金額、分離譲渡所得にあっては特別控除前の金額）の合計額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、国外所得の総額を記載します。</p> <p>なお、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>(4) 「④」欄には、所得税額に所得総額のうち占める国外所得総額の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 付表1の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等所得税法施行規則第41条各号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(6) 付表2の各欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余額額の控除若しくは同法第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。</p> <p>イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄(㉔～㉗)には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑧」欄には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額を超えるときに記載します。</p> <p>ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。</p> <p>ハ 「年分」欄の空欄には、前年、2年前、3年前の各年分を記載してください。</p> <p>ニ 「控除余額」の「㉔本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑧」の金額がある場合に、国税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次に、かつ、同一年分のものについては国税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余額のうち、次のホの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、国税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>ホ 「控除限度超過額」の「㉔本年使用額」欄には、本年において「控除余額」の「計⑤」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次に控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ニの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。</p>	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この明細書は、居住者が所得税法第95条第1項から第3項までに規定する外国税額控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等所得税法施行規則第41条各号に掲げる書類を添付してください。</p> <p>※この控除の対象となる外国所得税の範囲から、平成13年4月1日以後に行う、通常行われると認められない一定の取引に基因して生じた所得に対する外国所得税を納付することとなる場合が除かれました。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の災害減免額を控除した後の所得税額を転記します。</p> <p>(2) 「②」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失若しくは特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の本年分の所得金額（総合長期譲渡所得及び一時所得の金額にあっては2分の1後の金額、分離長期譲渡所得にあっては特別控除前の金額）の合計額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、国外所得の総額を記載します。</p> <p>なお、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>(4) 「④」欄には、所得税額に所得総額のうち占める国外所得総額の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 付表1の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等所得税法施行規則第41条各号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(6) 付表2の各欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余額額の控除若しくは同法第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。</p> <p>イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄(㉔～㉗)には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑧」欄には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額を超えるときに記載します。</p> <p>ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。</p> <p>ハ 「年分」欄の空欄には、前年、2年前、3年前の各年分を記載してください。</p> <p>ニ 「控除余額」の「㉔本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑧」の金額がある場合に、国税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次に、かつ、同一年分のものについては国税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余額のうち、次のホの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、国税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>ホ 「控除限度超過額」の「㉔本年使用額」欄には、本年において「控除余額」の「計⑤」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次に控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ニの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。</p>